

小山工業高等専門学校研究生規程

制 定 昭和59年 1月 1日

最終改正 平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第52条第2項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として各学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 研究生入学願書(本校所定のもの)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業(又は修了)証明書
- 四 健康診断書
- 五 現に職を有している者は、所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の許可)

第5条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時まで所定の誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第6条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、6ヵ月以上1年以内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により延長を願い出るときは、第4条第5号の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により研究期間を延長するとき、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第8条 研究生の授業料は、所定の期日までに、研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、各学期ごとに分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業)

第9条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教

員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

2 研究生の希望により、研究証明書を交付することができる。

(特別費用)

第11条 研究に必要な特別な費用は、研究生の負担とする。

(授業料等の額)

第12条 第4条の検定料、第5条第2項の入学料及び第8条第1項の授業料の額は、それぞれ独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(他の研究への従事)

第13条 研究生が他の研究に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 本規程に違反した者若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(他の規程等の準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。